

第50回（2025年度）
資生堂児童福祉海外研修

カナダ・ケベック州



こども家庭庁報告会

2026年6月12日

公益財団法人 資生堂子ども財団



目次



- 🍁 研修概要
- 🍁 研修のキーワード
- 🍁 視察報告
- 🍁 政策提言・現場実践への還元



研修団員紹介

団長



【福岡】
九州大学病院
子どものこころの診療部
特任准教授 精神科医、児童精神科医
山下 洋

特別講師



【神奈川】
藤田・戸田法律事務所
弁護士
藤田 香織



【和歌山】
児童自立支援施設
和歌山県立仙溪学園
臨床心理士
岩田 智和



【東京】
児童養護施設
東京育成園
家庭支援専門相談員
東 拓史



【兵庫】
児童家庭支援センター
すみれ
臨床心理士
鈴木 絢



【埼玉】
児童自立支援施設
国立武蔵野学院
臨床心理士
相澤 林太郎



【高知】
児童養護施設
愛仁園
臨床心理士
奥田 優理奈



【秋田】
児童家庭支援センター
こねくと
臨床心理士
板垣 聖理菜



【兵庫】
児童心理治療施設
しらゆりホーム
自立支援担当職員
射場 和輝



【岡山】
児童養護施設
若松園
家庭支援専門相談員
自立支援コーディネーター
廣瀬 由貴



【カナダ ケベック州】
資生堂児童福祉海外研修
第50回記念キャラクター
ケベコン

研修概要

研修日程 2025年11月1日～9日（渡航研修）
11月17～18日（リモート研修）

訪問国 カナダ（ケベック州・モントリオール）

研修テーマ カナダ・ケベック州は、移民・難民を積極的に受け入れる多民族社会であり、「インターカルチャリズム」を掲げ、フランス語社会の中で多様な文化が調和しながら社会的統合を目指してきた。日本でも近年、意見表明等支援事業の創設をはじめ、子どもの声を施策に反映させるアドボカシーの取り組みが進みつつある。

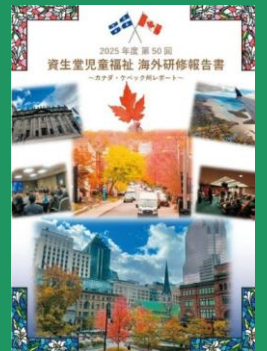
こうした状況を踏まえ、今回の研修では、ケベック州における子どもの権利擁護の制度的展開を中心に、児童福祉政策の変遷、虐待予防を含む予防的支援の実際、社会的養護の現状と人材育成の特徴を学び、日本の今後の方向性を検討する。

研修の着眼点

- (1) 子どもの権利擁護の実践と課題
- (2) 福祉・保健等との連携による予防的支援
- (3) 社会的養護の制度と実践



研修報告書はこちらから
アクセスいただけます。

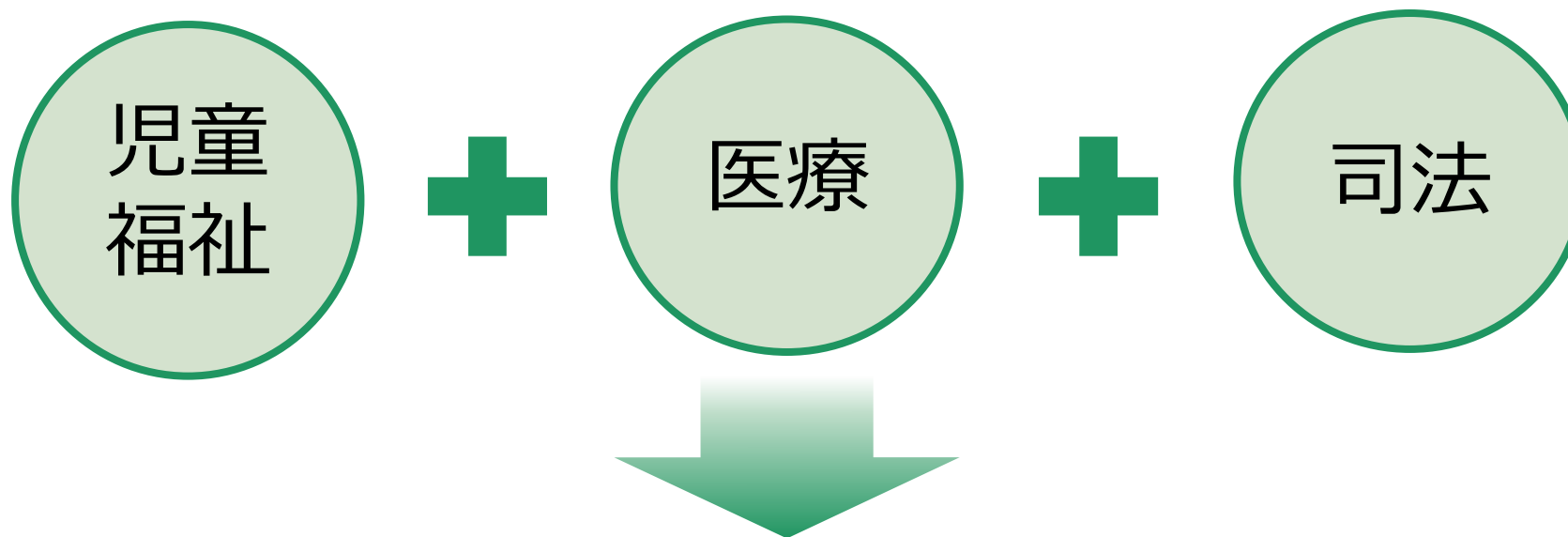


カナダ・ケベック州概況

	カナダ	ケベック州	日本
人口 (2024)	4,076 万人 (0-14 歳 : 610 万人)	905 万人 (0-17 歳 : 168 万人)	1 億2,413 万人 (0-14 歳 : 1,450万人)
移民	外国出生人口 (2023年) 約1,070 万人	外国出生人口 (2021年) 約121万人	在留外国人数 (2024年) 359 万人
相対的貧困率	12.2%	6.4% (絶対的貧困率)	15.4%
子どもの 相対的貧困率	17.2%	8.2% (カナダ平均 13%) (絶対的貧困率)	14.8%

※絶対的貧困率：生存に必要な最低限の生活ができない状態を基準／相対的貧困率：その国の“平均的な生活水準”と比べ、明らかに低い生活しかできない状態を基準

研修の着眼点とキーワード



【6つのキーワード】



研修で得た学びから得た6つのキーワード

～安定性を実現するために～

安定性
(stabilité)

1 子どもの権利を最優先する視点

権利擁護

- ・ 保護の決定のプロセス
- ・ 司法手続きにおける意見聴取
- ・ 若者委員会の活用 等

2 脆弱性

困難な状況にある家族への理解

- ・ 周産期における妊婦の状態の把握
- ・ マイノリティな集団（先住民やホームレス）への支援 等

3 予防

問題の早期把握と深刻化の予防

- ・ 保育システムの強化
- ・ 性教育プログラム
- ・ 児童虐待予防プログラム 等

4 コミュニティ

親子を支える地域ネットワーク

- ・ 住み慣れた環境での生活維持
- ・ 行政機関と民間団体との協働 等

5 移行支援

移行後の生活環境や支援体制の構築

- ・ 25歳まで切れ目のない支援
- ・ 家族分離の際の司法介入
- ・ 早期の家庭復帰 等

6 支援者育成

支援者を支える体制作り

- ・ 医療、研究機関との共同プログラム開発
- ・ 里親への研修、ピアサポート
- ・ 専門家の育成

視察先一覧（行政機関）

機関・施設名称	種別
①ケベック州 家族省	行政機関
②ケベック州 保健・社会サービス省（MSSS）	
③MSSS 身体保健・医薬品担当次官室 母子保健局	
④MSSS 予防・公衆衛生担当次官室 子ども・青少年発達部	
⑤MSSS 社会サービス・精神保健・再適応担当次官室	
⑥MSSS 青少年保護次官室 国際児童サービス事務局	
⑦MSSS 青少年保護次官室 青少年保護担当次官室	
⑧MSSS 青少年保護次官室 青少年保護・多様性・ファーストネーションズ・イヌイト・コミュニティサービス部門	
⑨MSSS 青少年保護次官室 再適応、青少年生活環境および青少年刑事司法部門	

※ファーストネーションズ・・・カナダに住んでいる先住民のうち、イヌイトもしくはメティ以外の先住民族

視察先一覧

(司法機関・医療機関・施設・団体など)

機関・施設名称	種別
⑩里親家庭中間資源連盟 (FFARIQ)	NPO
⑪メゾヌーヴ青少年グループホーム	児童福祉施設
⑫モンテレジー・ユース・センター (青少年再適応支援センター)	
⑬ケベック州高等法院 (モントリオール地区) 家事部門	司法機関
⑭ケベック州裁判所 (モントリオール地区) 青少年部門	
⑮サント・ジュスティーヌ病院	医療機関
⑯マリー・ヴァンサン財団	性暴力被害専門支援機関
⑰DPJ青少年財団	NPO
⑱エール・ウヴェルト・コート・ドウ・ネージュ	若者支援機関
⑲LOVE Québec	NPO
⑳Adriano Battista 氏による講義	研究者
㉑ミンワシン・ロッジ 先住民族女性サポートセンター	先住民支援

写真©MSSS



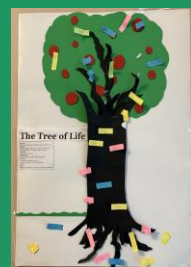
写真©MSSS



©Marie-Vincent Foundation



視察報告



©Marie-Vincent Foundation

家族省は保育サービス・幼児教育行政を、
MSSSは医療・保健・社会福祉分野を統括

①家族省

②保健・社会サービス省（MSSS）

③予防・公衆衛生担当次官室 子ども・青少年発達部

④社会サービス・精神保健・再適応担当次官室

青少年サービス部門

⑤身体保健・医薬品担当次官室 母子保健局

⑥青少年保護次官室 青少年保護担当次官室

青少年保護・多様性・ファーストネーションズ・イ
ヌイット・コミュニティサービス部門

⑦再適応、青少年生活環境および青少年刑事司法部門

⑧国際児童サービス事務局



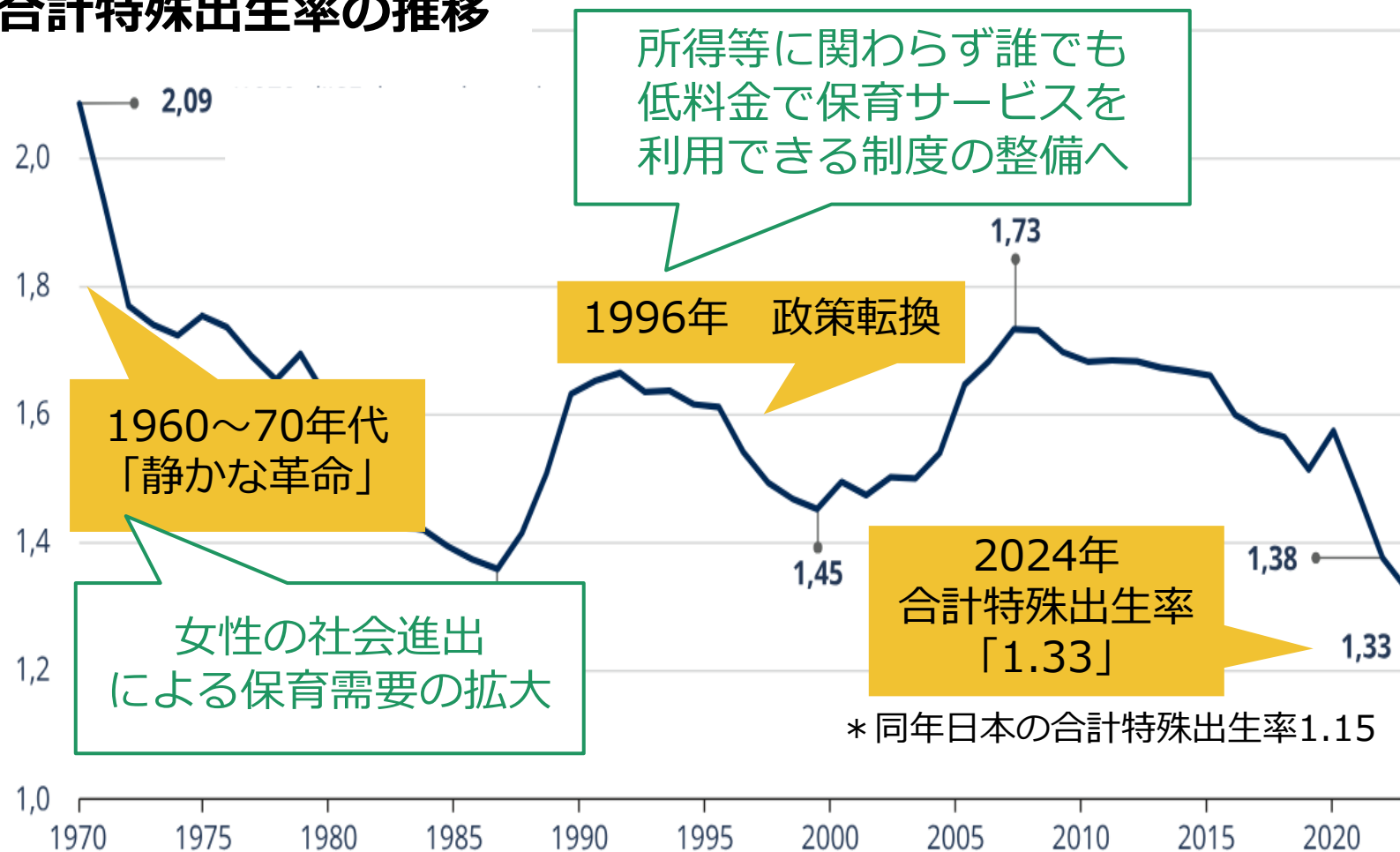
 視察先

行政機関

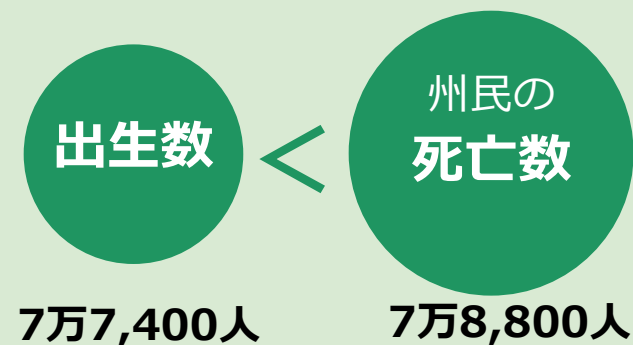
①家族省

子どもや家庭に関する情勢

合計特殊出生率の推移



2024年の出生数と死亡数



少子化問題

父母のどちらかが外国出身の家庭が約4割

①家族省

脆弱性への早期対応・保育サービスの強化

【 脆弱性への早期対応 】

- ・ 子どもファイル（社会情緒、言語、身体、認知の観察記録）の作成義務
- ・ 早期保育サービス利用の推奨
- ・ 公的保育サービスの定員の5%を脆弱性のある家庭に確保
- ・ 保育施設への追加補助
- ・ 医療・福祉・DPJ（青少年保護局）との連携
- ・ 全市民に虐待の通告義務

【 保育サービスの種類 】

小規模幼児センター

- ・ 質が高く、全施設の36%を占める
- ・ 利用料は9.35カナダドル／日

補助金付き民間保育所

- ・ 利用料は9.35カナダドル／日

補助金なし民間保育所

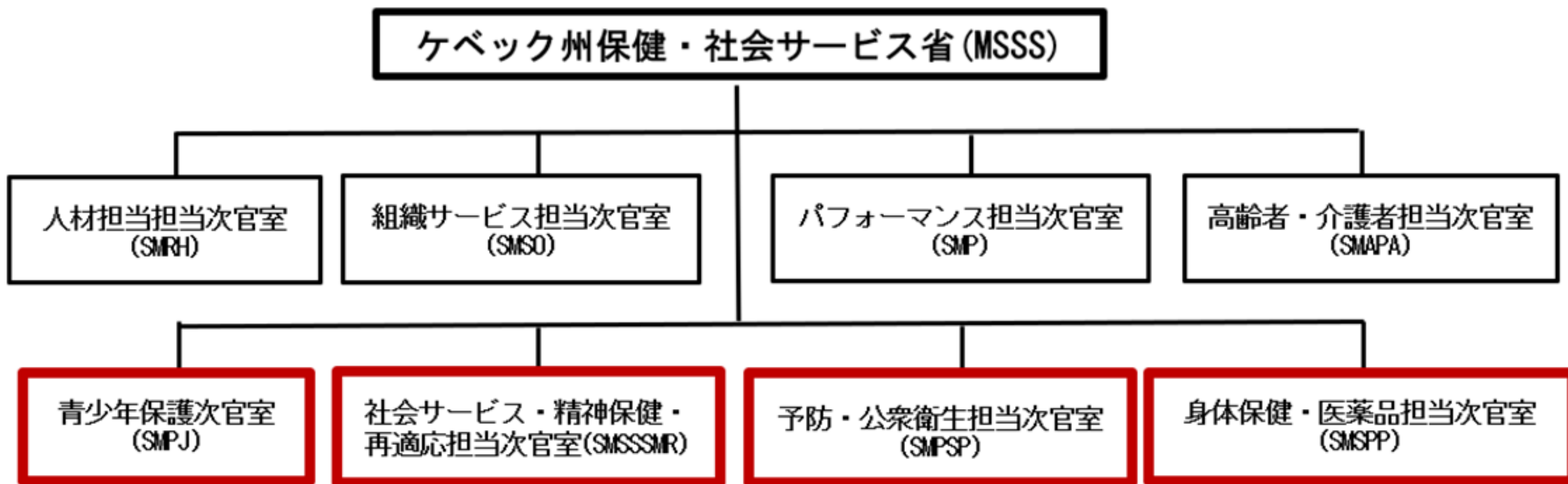
- ・ 利用料は収入に応じ還付

家庭的保育（在宅）

- ・ 利用料は変動
- ・ 個々のニーズに適應した保育の提供

②保健・社会サービス省 (MSSS)

組織図



赤枠は研修を行った部門

②MSSS

保健・社会サービスの根拠法

保健・社会サービス提供体制の基盤

保健・社会サービス法 / 保健・社会サービス制度ガバナンス法

青少年保護法（州法）

- ・ 0歳～18歳未満を対象
- ・ 子どもの最善の利益が最優先
- ・ 虐待・ネグレクト等への介入
- ・ 保護と支援を中心とした制度

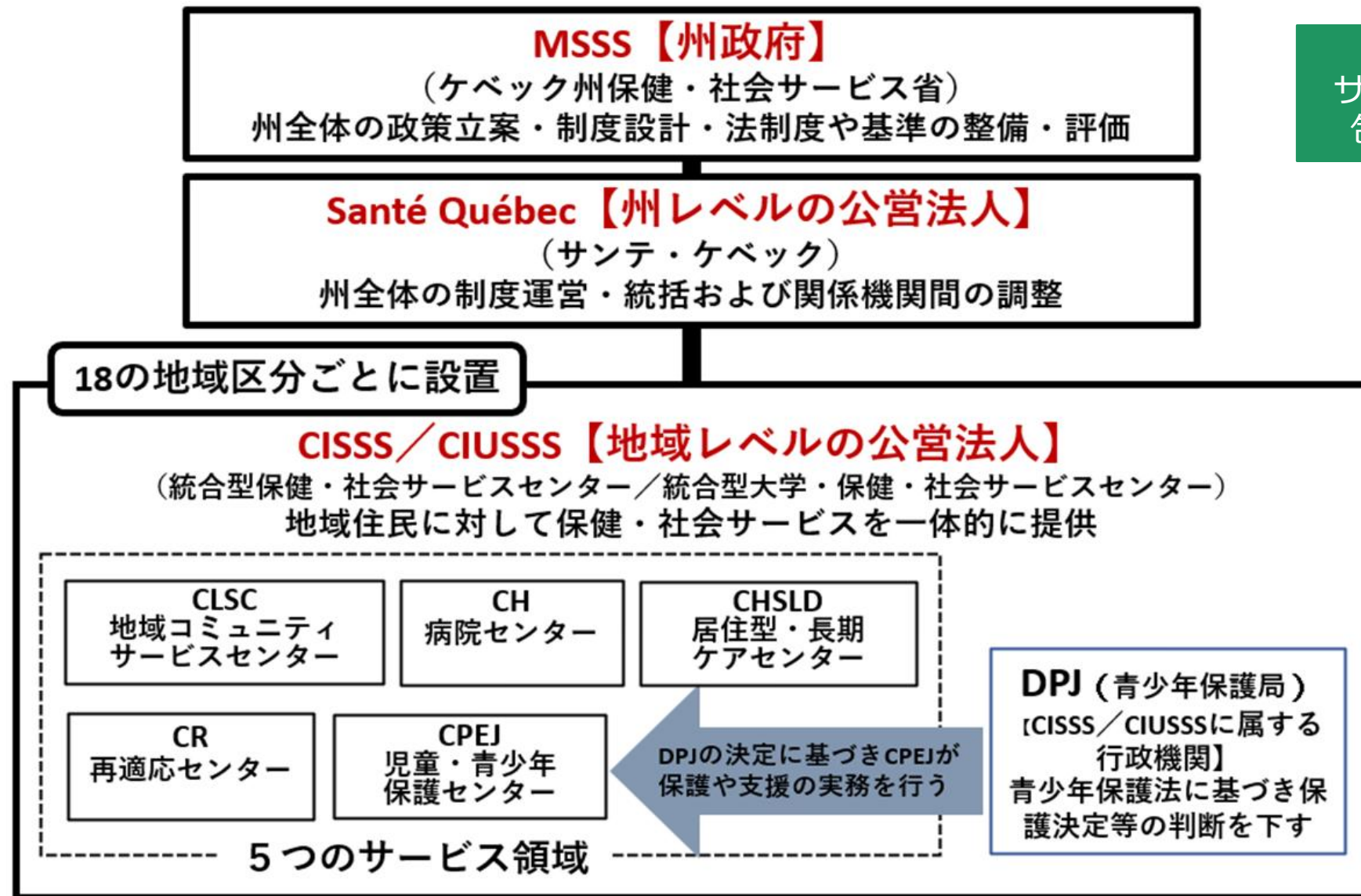
少年刑事司法法（連邦法）

- ・ 12歳以上18歳未満を対象
- ・ 12歳未満は刑事責任なし
- ・ 再犯防止と社会復帰が目的
- ・ 司法的対応（責任と更生）

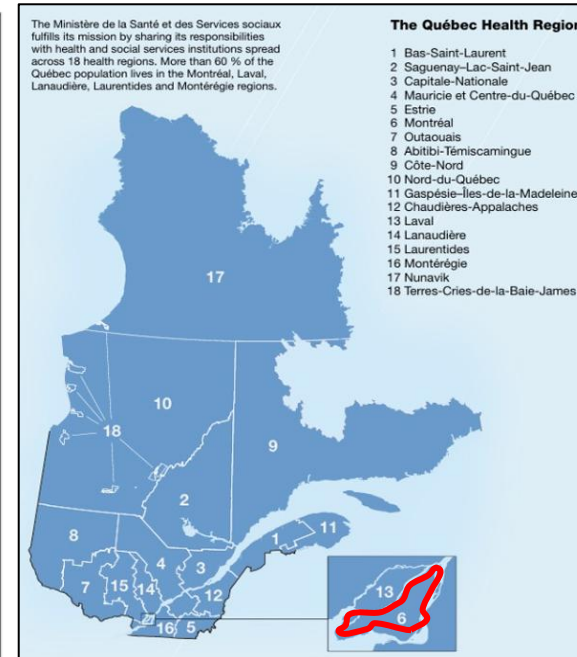
州法では安定性が中核概念に規定



保健・社会サービスの運営構造



三層構造の
サービス提供体制で
包括的支援を展開



MSSS 青少年保護次官室 ③母子保健局、④子ども青少年発達部、⑤青少年サービス部門

予防・早期支援体制（一次対応サービス）

・妊娠初期からの継続支援
（健診・相談）

・虐待、ネグレクトへの多面的介入
・養育者支援プログラム

・危機介入・集中的地域フォロー
・統合型青少年プログラム

周産期

乳幼児期

児童期

青年期

成人期

・産後48時間以内の家庭訪問
・家事支援事業
・養育者のメンタルヘルス支援

・外来型リハビリテーション
・心理社会的フォローアップ

予防的支援は3段階で展開
一次対応：相談対応
二次対応：専門的支援
三次対応：高度な専門的支援
※一次対応サービスを通じた
早期支援を最重視

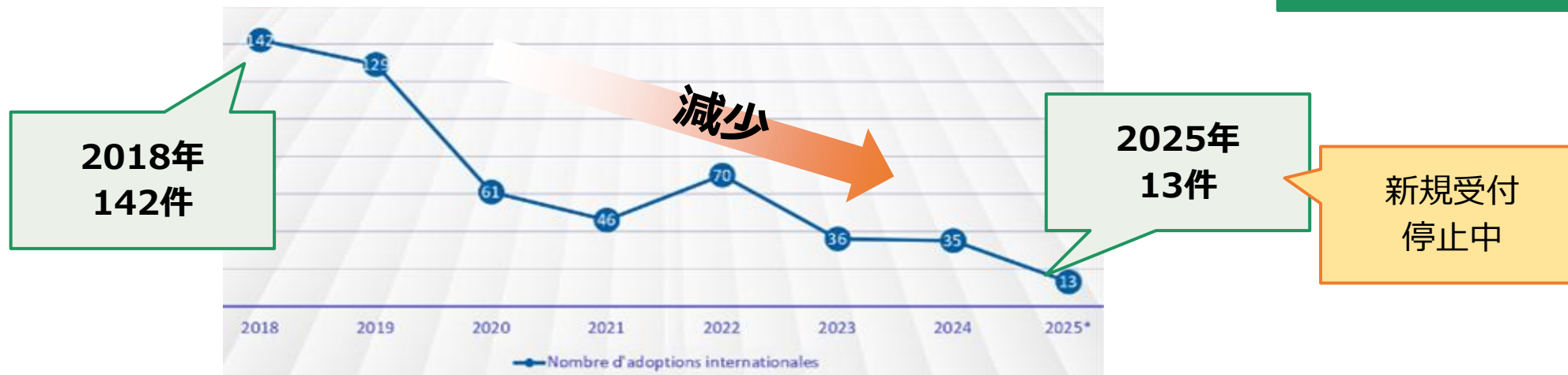


⑥MSSS 青少年保護次官室 国際児童サービス事務局

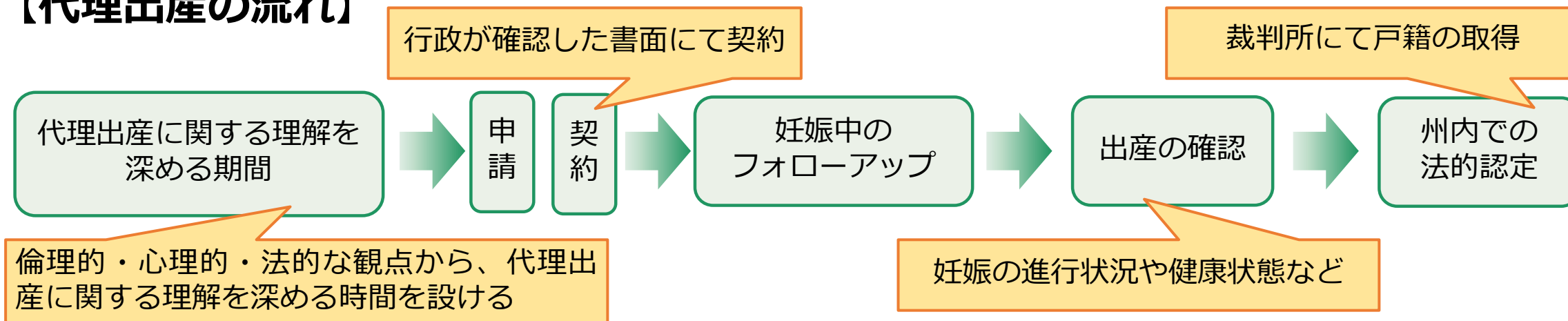
国際養子縁組や代理出産の取り組み

【国際養子縁組の推移】

近年、国際養子縁組は、子どもの権利保護の強化と国内での保護を優先する国際的潮流により制度が厳格化され、世界的に減少



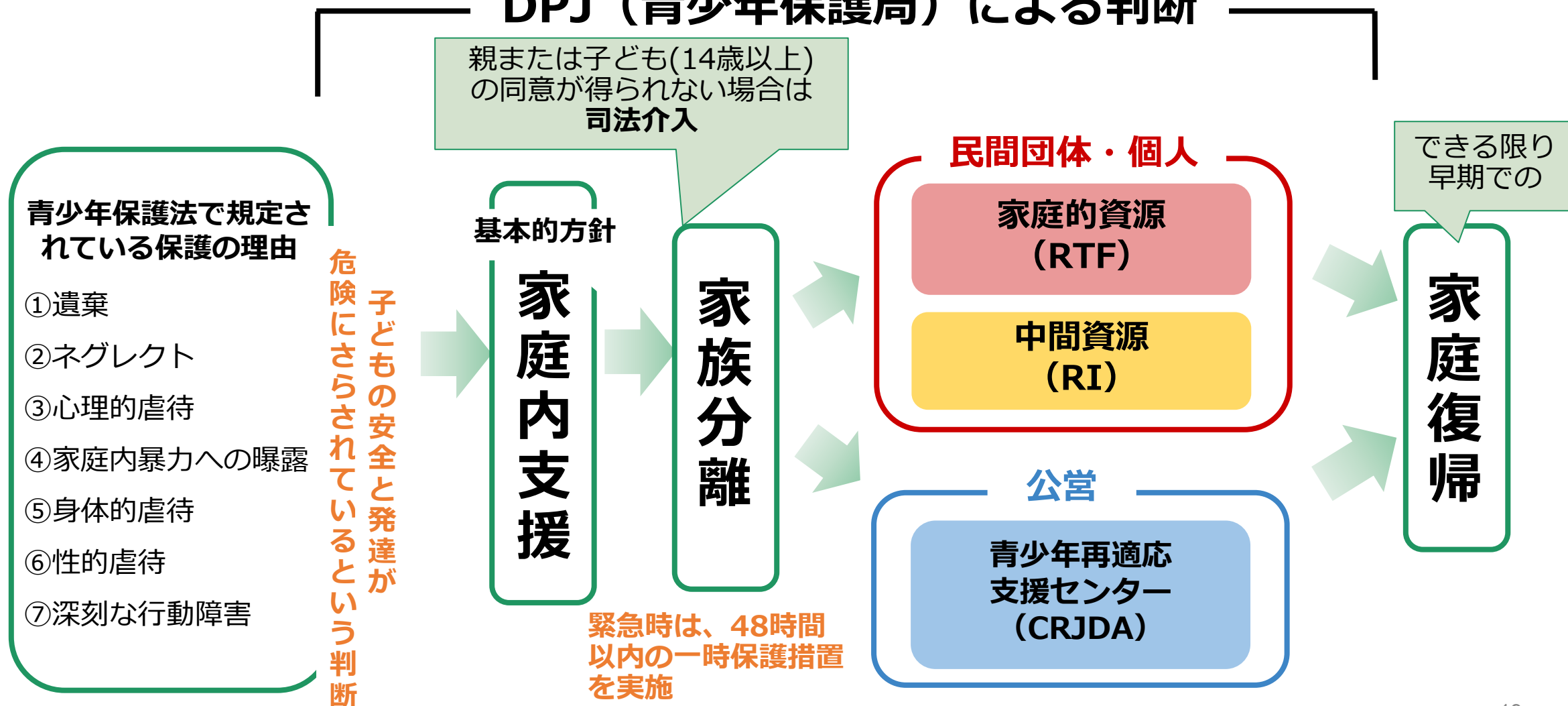
【代理出産の流れ】



⑦MSSS 青少年保護次官室 青少年保護担当次官室

保護から家庭復帰までの流れ

DPJ（青少年保護局）による判断



専門的支援を提供する生活環境

補完的な生活環境

個人・民間団体

家庭的資源
(RTF)

養育家庭（一般里親、
親族里親、近隣里親）

中間資源
(RI)

グループホームや
自立支援型アパート

適応困難を持つ
青少年のための施設

公営

青少年再適応
支援センター
(CRJDA)

入所型支援施設や
グループホーム

措置先は家庭的資源（RTF）を優先して検討
12歳未満は家庭的資源やグループホームへの措置を推奨

- ・ 自宅と施設の間の「補完的環境」
- ・ 家庭的資源（RTF）：0～17歳対象
- ・ より家庭に近い環境で支援を提供

- ・ 中間資源（RI）：6～17歳対象
- ・ RTFより専門性の高い支援を提供

- ・ 適応困難を持つ青少年（6～20歳）対象
- ・ 児童の課題やニーズに応じ4種のユニットで支援を提供

視察先
里親支援
児童福祉施設

⑩ ケベック州里親家庭中間資源連盟



里親家庭や小規模施設を支える
当事者を主体とした団体

⑪ メゾヌーヴ青少年グループホーム
(青少年再適応支援センター)



治療的支援や自立支援を行う
地域に開かれたグループホーム

⑫ モンテレジューズ・ユース・センター
(青少年再適応支援センター)

行動上の問題を抱える青少年のための
短期入所施設



ケベック州の里親制度

子どもの「**安定性 (stabilité)**」を重視するため
親族・近隣里親が先に検討される

優先

親族・近隣里親

子ども自身にとって
“重要な人物”から選ばれる

親族／近隣住民／学校の先生／
クラブのコーチなど

一般里親

研修や評価を経て
DPJ（青少年保護局）が認定

- ・サービス提供者としての位置づけで、子どもをいつでも受け入れ可能な体制とする
- ・未委託期間も固定費の支給がある

民間団体・個人

家庭的資源
(RTF)

中間資源
(RI)

公営

青少年再適応
支援センター
(CRJDA)

子どものニーズを5段階で評価し
て、受けられる支援や委託先の里
親に支給する費用が決定

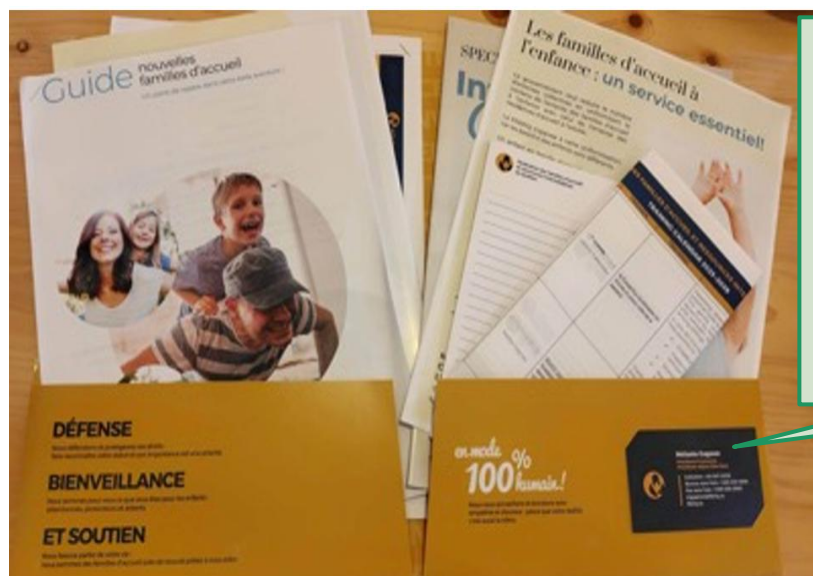
制度の中心は
子どものニーズ



⑩ ケベック州里親家庭中間資源連盟 (FFARIQ)

里親や小規模施設（中間資源）の権利と生活を守り、子どもの最善の利益を支える
当事者団体

- 特徴
- ・ ケベック州の里親や小規模施設の約 3,600 世帯が加入
 - ・ DPJ と里親の間に入り、関係調整や権利擁護を行う



安心して里親を始めるための
ツール

- ・ 相談支援の連絡先リスト
- ・ 新規里親のためのガイド
- ・ 研修スケジュール

それぞれ英語・仏語

加入する里親全員に配布されるウェルカムキット



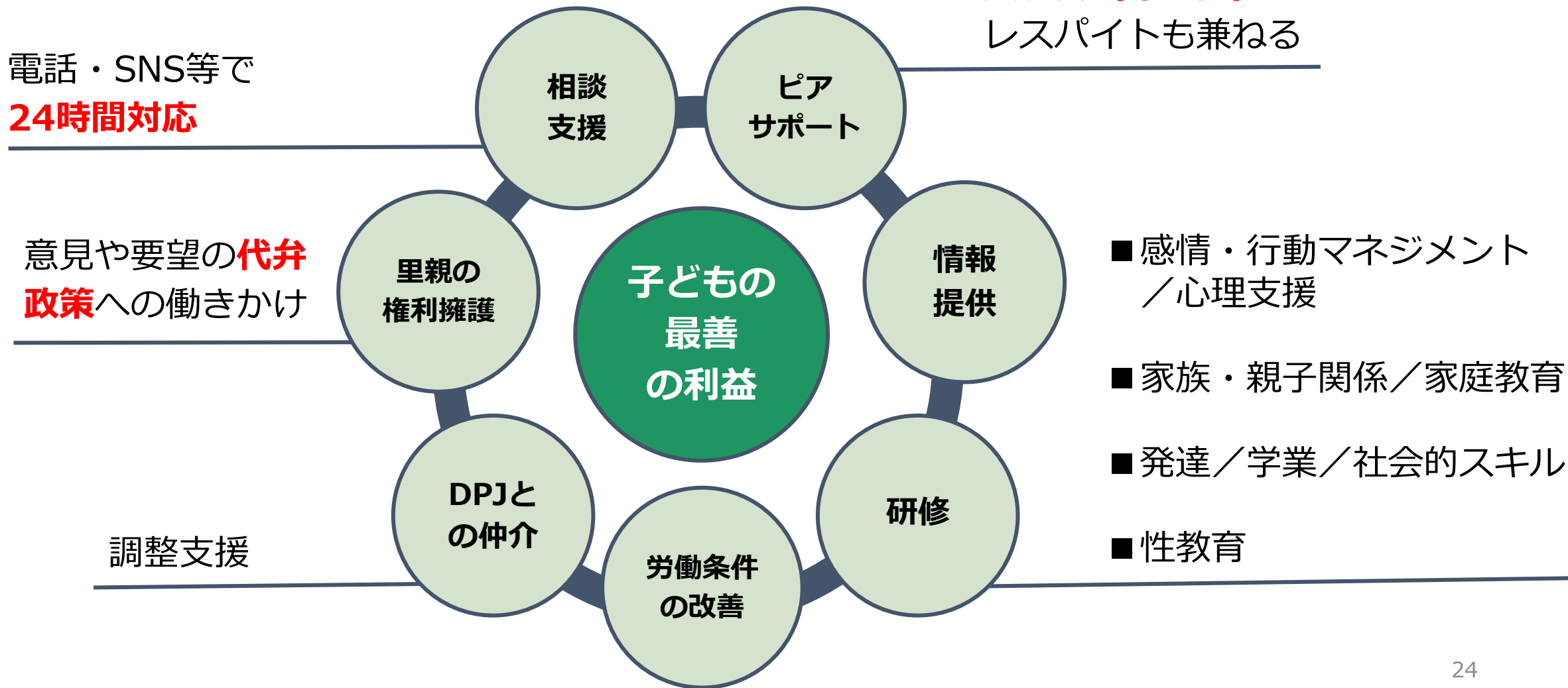
オリジナルロゴを使
ったグッズの作成で、
里親の活動を拡散

オリジナルグッズ

⑩ケベック州里親家庭中間資源連盟（FFARIQ）

里親家庭に対する具体的な支援内容

【FFARIQの支援内容イメージ】



⑪メゾヌーヴ青少年グループホーム (青少年再適応支援センター)

- ・ 6歳から20歳までの子ども・若者対象
- ・ 英語圏に建ち、主に英語を常用する子どもたちが生活
- ・ 子どもたちは継続して学校や仕事に通う



住宅街に立地
(周辺の様子)

公営・民間団体・個人

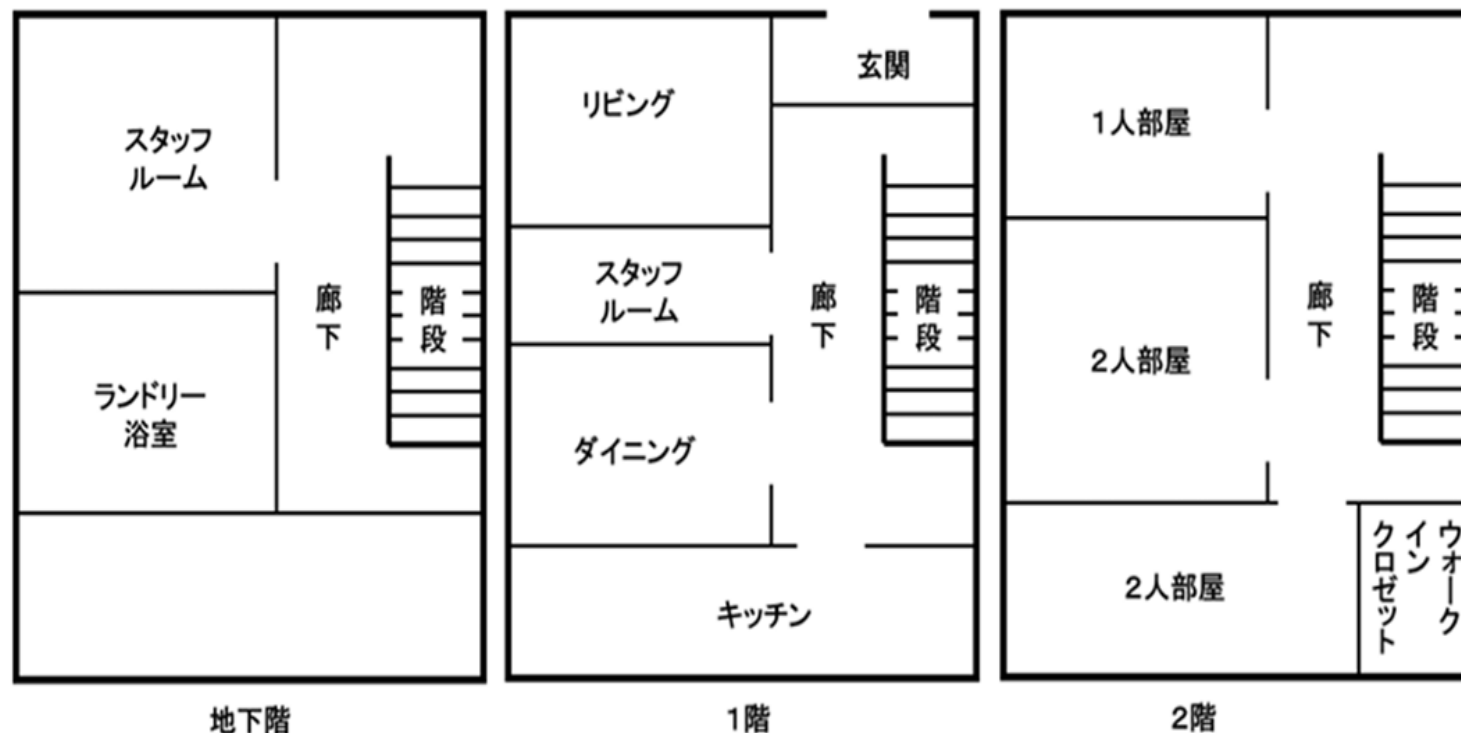
家庭的資源
(RTF)

中間資源
(RI)

公営

青少年再適応
支援センター
(CRJDA)

間取り



生活と言語の連続性を維持し、
子どもの安定性を保護する



⑪メゾヌーヴ青少年グループホーム

グループホーム内で実施されているプログラム

トリプルP

子どもの発達促進、親子コミュニケーション、
問題行動への対処法について養育者が学ぶ

ARCモデル

愛着・情動調整・能力の3段階において、子どもが
「自分の行動には理由がある」という理解を促す

青少年資格 プログラム

地域の支援機関やサービスを理解し、成人後に必要
な支援を利用できるようになるためのプログラムを行
う（～25歳）

スクール サスペンション プログラム

停学となった入所児童に対するプログラム
学習支援、振り返り課題、行動調整のための個別支援
等を行う

日々の取り
組み、
夢、希望
価値観

自分のルーツ



“The Tree of Life”
自分の人生や経験、強みを「木」
に見立てて整理するワーク

⑫モンテレジー・ユース・センター

(青少年再適応支援センター)

- ・ 非行・犯罪行為、行動上の問題などで適応困難を抱える青少年のための短期入所施設
- ・ 6～17歳未満対象（青少年刑事司法法により20歳まで入所可能）
- ・ 定員500人

行動の問題等を抱える青少年
「安全または発達が危険に晒されている」状態

施設の外観



写真©MSSS

モンテレジー・ユース・センター

行動上の
問題への対応



ポジティブな生活

安心できる環境

トラウマへの配慮

できる限り
早期での
家庭復帰

民間団体・個人

家庭的資源
(RTF)

中間資源
(RI)

公営

青少年再適応
支援センター
(CRJDA)

⑫モンテレジー・ユース・センター（青少年再適応支援センター） 施設の特徴

写真©MSSS



どのユニットでも、トラウマ治療や日常生活スキルの訓練を実施

開放ゾーン

①通常ユニット

- ・自由に出入り可能、基礎的な対応をする

②個別治療ユニット

- ・行動上の問題に加え、精神疾患や依存症のある子ども

③集中支援ユニット

- ・重大な加害行為がある子ども
- ・短期的に一定の制限を行う

閉鎖拘禁ゾーン



閉鎖拘禁ユニット

- ・犯罪行為や複数回の再犯歴がある子ども
- ・再犯の可能性の高い子ども
- ・移動の制限をする管理環境



施設内の様子
左：工作プログラム室
右：屋内の運動スペース

⑬ ケベック州高等法院（モンリオール地区）家事部門



家庭および親子関係（親権等）を
扱う専門部門

⑭ ケベック州裁判所（モンリオール地区）青少年部門



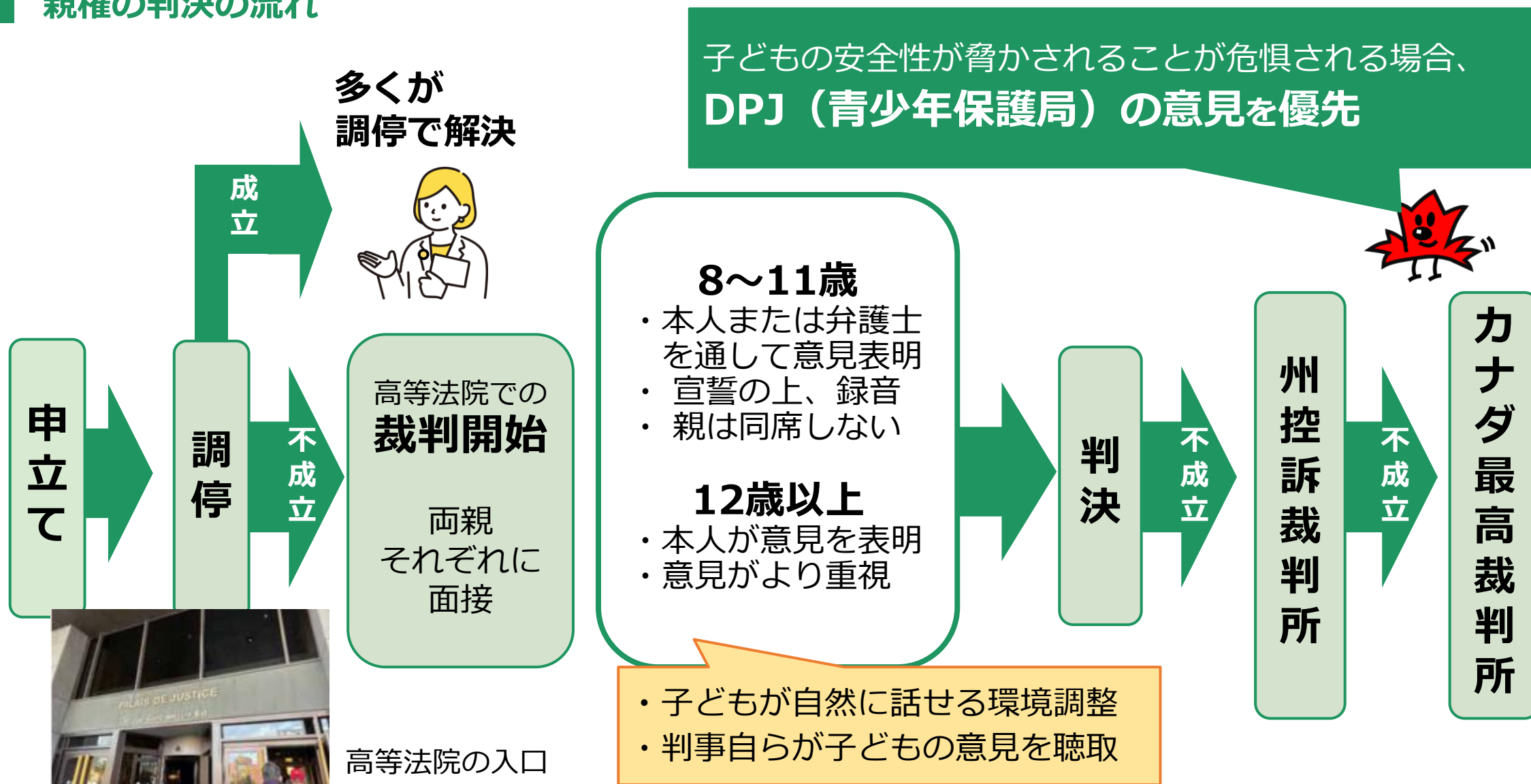
青少年保護、青少年刑事事件、親権・
監護権・養子縁組等、青少年と家庭に
関わる事案を扱う部門

視察先

司法機関

⑬ ケベック州高等法院（モンリオール地区） 家事部門

親権の判決の流れ



⑬ ケベック州高等法院（モントリオール地区）家事部門

共同親権の考え方

ケベック州においては「**共同親権**」が**一般的**な親権の仕組み
→子どもの最善の利益のために**安定性（stabilité）**を重視

【共同親権のために重視されている視点】

両親が**必要なコミュニケーション**を維持

アルコール・薬物・暴力等の問題がない

子どもの**安定した生活**

心理的・時間的なかわりを提供

子どもの将来に**共通のビジョン**



子どもの
意見



これらの要件から
総合的に判断

⑭ ケベック州裁判所（モントリオール地区） 青少年部門

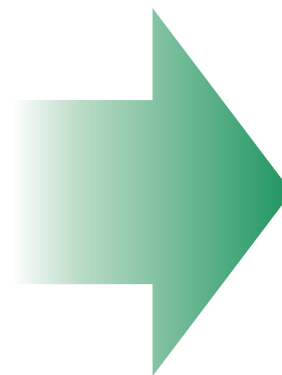
判事の専門性と継続性を重視した仕組み

青少年部門判事の特長

- ・ 子どもの発達や家庭環境に関する専門性がある
- ・ 子どもの意見を尊重しながら子どもの最善の利益を考える



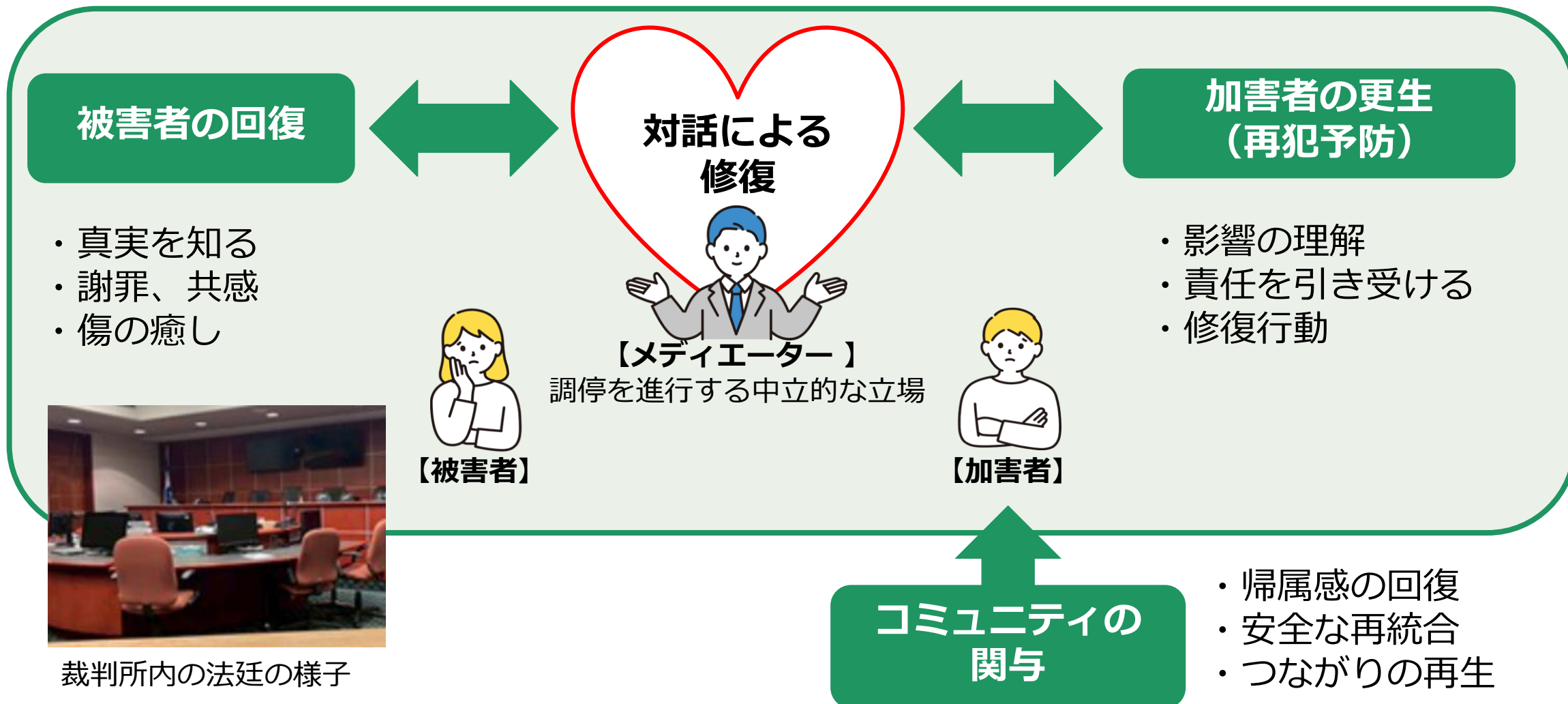
一人の判事が、継続して
一つの家庭に関わる



子どもの状況や
その家庭の状況を踏まえた
「一貫性のある判断」
が可能

⑭ ケベック州裁判所（モントリオール地区）青少年部門

青少年刑事司法の中核的アプローチ「修復的司法」



⑮ サント・ジュスティーヌ病院



カナダでは最大規模の母子
医療センター



視察先
医療機関
専門支援機関

⑯ マリー・ヴァンサン財団

司法・医療・心理・福祉
ワンストップ型の性暴力被害
専門支援機関



⑮ サント・ジユスティーヌ病院

カナダ最大規模の母子医療センター



研究・教育・臨床が統合された体制が特徴



病院エントランス

主な病棟

精神科病棟

- ・子どもや思春期の若者（家族）、妊婦を対象に複雑なケースに対応
- ・直近1年間の入院患者数は273件（うち初回入院149件）、精神科救急コンサルテーション504件、外来クリニック4,915件

周産期メンタルヘルスクリニック

- ・児童精神科医4人、心理士、教育者、看護師が、周産期メンタルヘルスにリスクを抱える妊産婦へのケアを提供
- ・妊娠期を扱うセンターと協働

小児虐待評価クリニック

- ・性暴力対応担当者、小児科医、看護師、ソーシャルワーカー、心理士等が在席
- ・年間700件以上に対応、訪問外来・入院対応件数200件以上
- ・ **DPJ（青少年保護局）オフィス内に診療所を設置**

⑮サント・ジュスティーヌ病院

児童虐待予防のための取り組み

周産期メンタルヘルスクリニック

周産期メンタルヘルスのリスクを抱える母親とその家族に対して、出産前から臨床プログラムを提供

児童虐待予防プログラム

ケベック州全域の周産期の家族（保護者）に対して怒りのコントロールを学習するためのプログラムを提供

地域との協働

地方の専門家への知識共有を目的とした、遠隔教育プログラム（ECHOプログラム）を実施

ECHO : Extension for Community Healthcare Outcomes

①⑥ マリー・ヴァンサン財団（性暴力被害の専門支援機関）

性暴力を受けた子どもたちに社会的・精神医学的・教育的サービスを提供



・司法、警察、医療、心理、福祉、大学等の関連するサービスを同一施設で内で提供する
「ワンストップ型」の支援の実施

「ワンストップ型」の支援の流れ

青少年保護局（DPJ）
より連絡が入る

即時介入サービス

調査
法的手続き

司法面接

臨床サービスの提供

治療（心理面接）

回復へ



待合室



心理面接室



オリジナルキャラクター

心理士、性科学専門家、
犯罪学者、ソーシャル
ワーカー等女性の職員
約100人が在籍

①⑥ マリー・ヴァンサン財団

性暴力の実情と性暴力に対する予防プログラム

ケベック州における 性暴力の実情



- ・ **女児5 人に1 人**、男児10 人に1 人⇒18 歳未満で性暴力の被害を経験
- ・ 被害者の50%が18 歳未満。そのうち13%は5 歳未満で被害を受けている

マリー・ヴァンサン財団で開発・実施されている 予防プログラム

ランタン (Lanterne)

0 歳から5 歳児向けの性教育教材。
性について話すこと、対等な関係づ
くり等将来の暴力予防につなげる

ドゥスール (Douceur)

6 歳から12 歳向け。身体・感情・
他者との関係の理解を深める内容

思春期向け プログラム

思春期向けに性暴力、サイバー性暴
力、性的搾取防止を目的としたプロ
グラム

ヴォワ (Voix)

**知的障がいや自閉症スペクトラム症等
の子ども向け**に、性的な同意、安心で
きる関係、助けを求める方法等を学ぶ
特別プログラム

その他

「オンライン上での危険」「関係性」
「自己尊重」等を楽しく学べるビデオ
ゲーム型教材



プログラム
冊子

- ①⑦DPJ青少年財団
- ①⑧エール・ウヴェルト・コート・ドウ・ネージュ
- ①⑨LOVE Québec
- ②⑩アドリアーノ氏講義
- ②⑪ミンワシン・ロッジ 先住民族女性サポートセンター

視察先 その他

DPJ青少年財団



エール・ウヴェルト・
コート・ドウ・ネージュ



LOVE Québec



アドリアーノ氏
講義

ミンワシン・ロッジ
先住民族女性
サポートセンター



⑪ DPJ青少年財団

0～25歳までの行政の介入を受けた若者を支えるNPO

補完的支援

- ・ 家具などの提供
- ・ 生活必需品の即時提供
- ・ 16～25歳への自立支援
- ・ ライフイベントにおける特別な体験の提供

支援者への支援

- 現場の専門家に対する
- ・ 実践のための資金提供
 - ・ リソースの直接提供

社会的啓発

- ・ 若者の実情の発信
- ・ クリスマスキャンペーンによる寄付の呼びかけ
- ・ チャリティイベント

寄付

(年間約550万カナダドル)

- ・ 一般からの寄付
- ・ 企業からの寄付
- ・ 著名人からの寄付
- ・ 月額制寄付の導入

⑪ DPJ青少年財団

切れ目のない移行支援と権利擁護

16歳～

早期準備開始

地域生活への準備

安心感のある関係性

切れ目のない支援

段階的移行支援

住居・教育・就労

～25歳

その後の安定

持続可能な生活基盤

社会的孤立の防止

若者の権利の尊重



「ユース・アドバイザー・ボード」

当事者の経験に基づき改善点や必要な支援を提案し、その意見は財団の方針決定に反映される。

⑱ エール・ウヴェルト・コート・ドウ・ネージュ

12歳から25歳の若者を対象に、多様な専門的支援を提供する公営の地域相談施設



利用者へのサービス

予約不要、匿名可
利用料無料
医療保険の加入の有無不問
週末夜間対応可

**相談の窓口を広く設け
多様なニーズに対応**

専門職チームによる対応

ケースワーカー、看護師、心理士、作業療法士、教育者、性の専門家、自治体連携担当者等が在籍

性的問題を抱えた若者への支援に対する専門性

利用者視点の支援

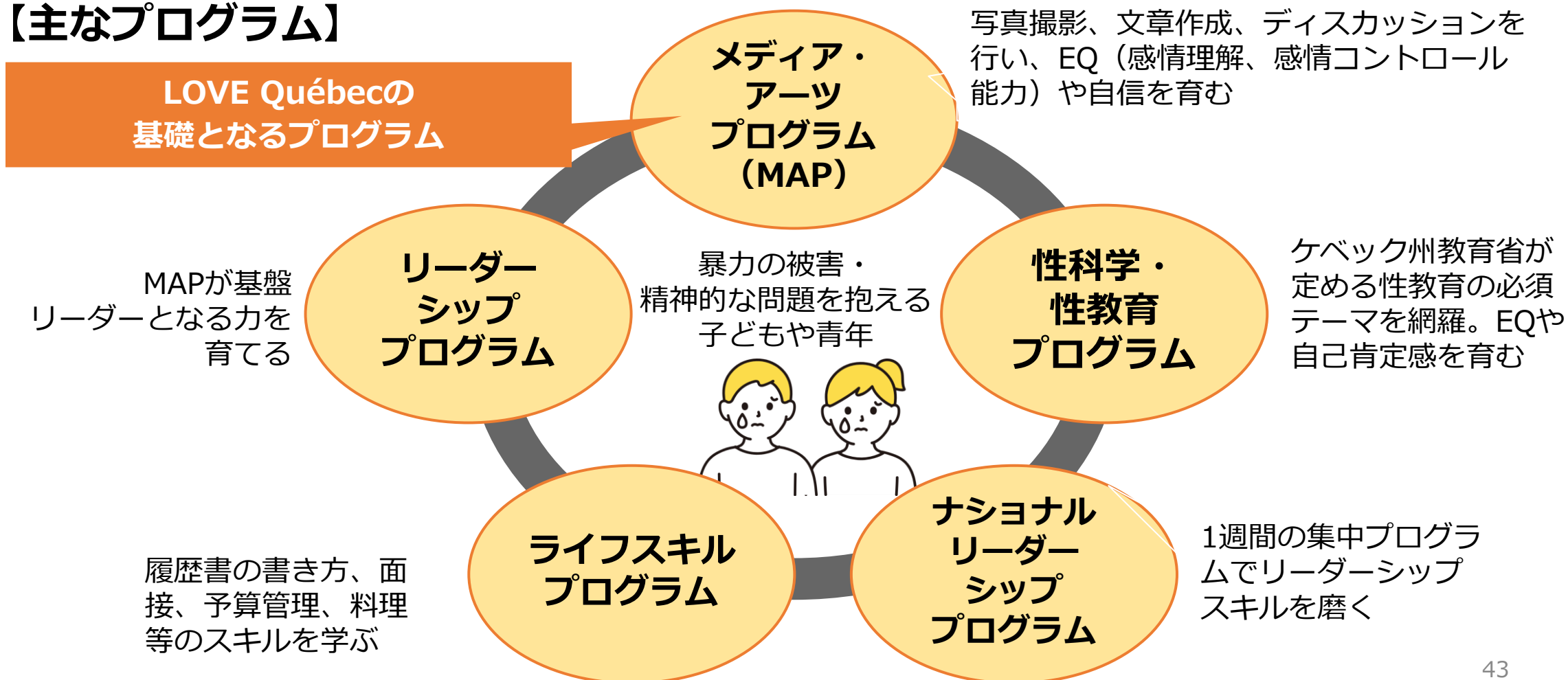
相談しやすい雰囲気づくり
本人でも家族でも友人でも相談が可能
若者委員会の実施

**若者の意見が反映される
仕組みづくり**

①9 LOVE Québec

暴力等の被害やメンタルヘルスに問題を抱える青少年のためのNPO

【主なプログラム】



プログラム概要と効果

写真を撮る、文章を書く、じっくり話すことで言葉にならない感覚を大事にし、少しずつ表現できるようになっていくことをサポートします。



As iZ (アズイズ) のホームページ
<https://asiz.jp/>

LOVE Québecの場がそれを促し、受け止める場にもなり、所属感をえる場にもなると考えています。

実際のプログラムの様子



講義の様子



②⑩教育学研究者・小学校教師

アドリアーノ・バティスタ氏による講義

ケベック州の若者（未成年）ホームレス問題

- ・友人の家を転々とする自分を「ホームレス」と認識していない
- ・行政制度への不信感が強い



若者ホームレス当事者としての目線

「制度があっても、それが子どもに届かなければ意味がない」



アドリアーノ氏

「若者に届く」支援への転換

当事者参画

若者を自らの専門家として扱い、意思決定に関わる側へ

教員支援力強化

教育課程に「若者を支えるために必要なことを学ぶ教育」

支援の連続性

制度から「こぼれ落ちないように」連携できる仕組みづくり

②0 研究者・教師アドリアーノ・バティスタ氏

学校現場での実践

出席状況や授業中の様子、健康状態、食事の変化、出席状況などから若者の脆弱性に気が付ける

日常的実践

- ・ 朝のチェックイン(状態確認)
- ・ 若者と対等な立場で話す
- ・ 対話を通じた修復的实践

学校予防モデル 「Upstream」

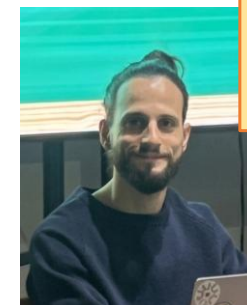
匿名のアンケートによる、生活状況の変化や困難の兆候の早期把握

早期介入ツール 「Reconnect」

教師が、生徒の行動の背景にある困難を理解する視点を持てるようにする枠組み

ホームレス化 のリスク減少

学校教育こそが
ホームレス化予防の
最前線！



②1 ミンワシン・ロッジ 先住民族女性サポートセンター

オンタリオ州オタワを拠点とする、先住民族の女性と子どものための支援センター

先住民族の文化を大事にした上での支援を展開



【対象】

「歴史的トラウマ」「多世代トラウマ」に相当する体験をしている人々

【ミッション】

植民地主義政策の被害を受けている女性、子ども、若者に対して、サービスとプログラムを文化に根差した形で幅広く提供

【プログラム内容】

- ① カウンセリング
- ② 雇用プログラム
- ③ 文化プログラム
- ④ セイクリッドチャイルドプログラム
- ⑤ オシュキ・キジュス（シェルター）
- ⑥ S.T.O.R.M.（アウトリーチチーム）
- ⑦ 住宅と移行支援
- ⑧ 人身売買対策
- ⑨ ドゥーラプログラム



オンライン
研修の様子

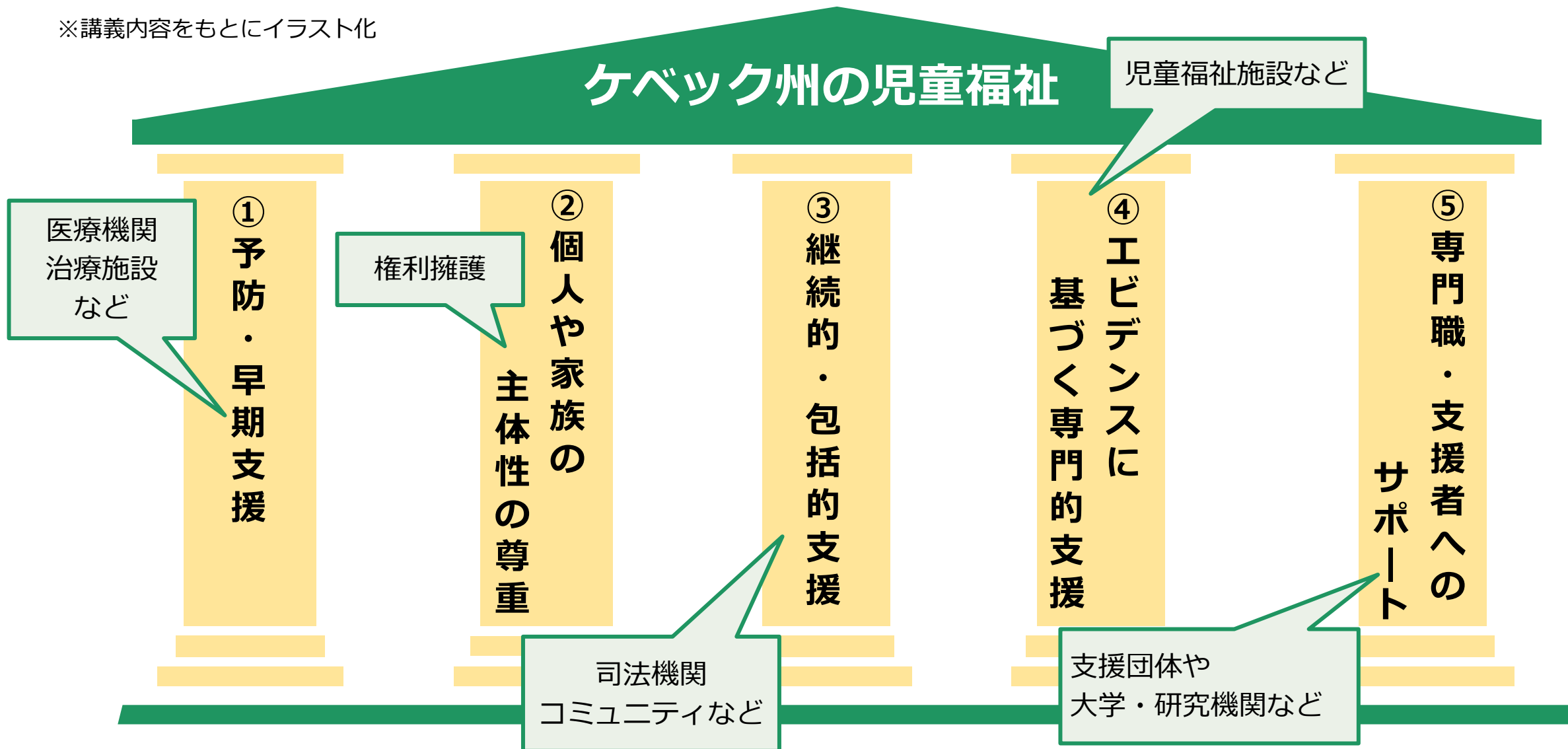
カナダ・ケベック州における先住民族問題と子どもの福祉

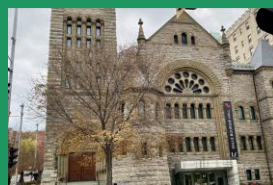
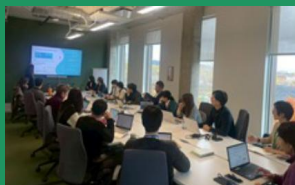
- ・先住民族の子どもたちが社会的養護の元で暮らす率の高さが課題となっている
- ・ケベック州で2019年に起きた虐待死事件を契機に先住民族の子どもについても、法改正ガイドラインが示された

視察まとめ

ケベック州の児童福祉を支える5つの柱

※講義内容をもとにイラスト化





政策提言と 現場への還元



政策提言【概要】

【6つのキーワード】



団員が「いまの日本の児童福祉に必要だ」と考えたこと

①

「子どもの権利」を意識した（子どもを主体とした）
支援を行うための制度の創設・改正・推進

②

「脆弱性」に着目した予防的支援

③

「コミュニティ」の形成と円滑な移行支援

④

専門性の高い支援と支援者への支援

※具体案については次のスライドにて

政策提言【具体案】

「いまの日本の児童福祉」 に必要なこと

具体的な政策提言

1 権利擁護

①

子どもの権利を意識した
(子どもを主体とした)
支援を行うための制度

- ・ 子どもを主語にした児童虐待、要保護、要支援等の概念整理と支援可能性（「虐待」の定義の「限界性」の検討）
- ・ 地域や所属に起因する格差解消のための支援を、充実化、均てん化することにより、子どもの権利の保障につなげる
- ・ 子どものアドボカシー発展のための更なる仕組みづくり

2 脆弱性

3 予防

②

「脆弱性」に着目した
予防的支援

- ・ 脆弱性の深刻化予防に向けた地域特性に応じた児童福祉施設の専門性の活用拡充
- ・ 福祉、行政、教育、医療等関係機関が共通の視点でつながり、協働する仕組みづくり

政策提言【具体案】

「いまの日本の児童福祉」 に必要なこと

具体的な政策提言

4

コミュニティ

5

移行支援

③

「コミュニティ」の形成と
円滑な移行支援

6

支援者育成

④

専門性の高い支援
と支援者への支援

- ・ 相談環境や居場所機能の充実
- ・ 転居や制度移行後も支援とのつながりを維持できるネットワークの構築
- ・ 思春期～青年期やライフステージをまたぐ若者に対する支援強化のための助成

- ・ 性暴力被害を受けた子どもへの包括的な専門治療施設の整備
- ・ 行政と大学や研究機関との連携や協働による支援の体制構築と職員がそれを学ぶ体制づくり
- ・ 子どもを中心とした養育観の見直しとスーパーバイズ体制の確立

団員たちが今回の研修で学んだことを、現場でどのように活かすのか？

現場・実践への還元

【権利擁護および予防支援のために】

施設職員のフォーマルアドボカシーの醸成に向けた研修の拡充を行う



児童自立支援施設
臨床心理士
岩田 智和

【子どもと家族への眼差しの確認、予防策の強化】

子どもと家族にとって在宅で暮らすことの意味と判断の確認。多世代に渡る虐待予防の視点の強化



児童自立支援施設
臨床心理士
相澤 林太郎

【アウトリーチ支援の専門性向上】

重症化に至る前に家庭が支援者となつたがるよう積極的に地域に出向く。また、実践知の蓄積と検証を通じて専門性向上を図る



児童家庭支援センター
臨床心理士
鈴木 絢

【利用者視点の取り組み実現】

利用者視点を重視した支援の組み立てと予防的観点からの介入。その実現のため関係機関との連携の強化



児童家庭支援センター
臨床心理士
板垣 聖理菜

団員たちが今回の研修で学んだことを、現場でどのように活かすのか？

現場・実践への還元

【治療的ケアを支える基盤づくり】

傷つきを抱える子どもとの関わりに苦慮している現場において、子どもも大人（支援者・家族）も安定（stabilité）した状況で養育を実践できる体制を整える



児童養護施設
家庭支援専門相談員
自立支援コーディネーター
廣瀬 由貴

【支援アクセスへの工夫】

若者に必要な制度や支援が地域の中で届くよう、文化や背景に配慮した伝え方を意識し、安心して相談できる場所づくりをしていく



児童心理治療施設
自立支援担当職員
射場 和輝

【アカウンタビリティの意識向上】

関係機関との連携を徹底し、子どもや保護者に今後の見通し等を丁寧に説明して理解を得ることで、問題を明確化・共有化して円滑に着実に家庭復帰へ導く支援を行う



児童養護施設
家庭支援専門相談員
東 拓史

【支援者が支援しやすい仕組み作り】

施設職員や保護者が、安心して子どもたちを支えられる支援を届けられるように取り組む



児童養護施設
臨床心理士
奥田 優理奈



公益財団法人

資生堂子ども財団

SHISEIDO CHILD FOUNDATION

ご清聴ありがとうございました

